

6月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和元年6月27日(木) 午後3時00分～午後3時40分
- 2 場 所 湖西市役所2階 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(鈴木 徹) 教育総務課長代理(石田千博)
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)
社 会 教 育 課 長 代 理 (吉原 淳) スポーツ・文化課長(岡本 聡)
図 書 館 長(山本茂明) 教 育 総 務 係 長(木下靖義)
- 4 報 告 第 27 号 湖西地区教科用図書選定委員の委嘱又は任命について
第 28 号 湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員の委嘱又は任命について
第 29 号 湖西市学校支援地域本部運営委員会委員の委嘱又は任命について
第 30 号 湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について
第 31 号 湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 32 号 湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
第 33 号 湖西市梶田多目的運動広場条例施行規則の一部改正について
第 34 号 湖西市勤労者体育センター条例施行規則の一部改正について
第 35 号 湖西市新居スポーツ広場公園条例施行規則の一部改正について
第 36 号 湖西市都市公園条例施行規則の一部改正について
第 37 号 湖西市複合運動施設条例施行規則の一部改正について
第 38 号 湖西市北部地区運動広場条例施行規則の一部改正について
第 39 号 湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について

午後3時00分開会

(渡辺教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和元年6月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長代理。

(教育総務課長代理) 5月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第11号「令和元年度湖西市一般会計補正予算(第2号)要求について」、6月19日開催の湖西市議会6月定例会最終日に、一般会計予算のうち教育委員会関係予算、歳入、1,868万4,000円、歳出、1,868万4,000円が要求どおり可決されたので、報告する。

以上。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。

報告第27号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第27号「湖西地区教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」、湖西地区教科用図書選定委員会規約第3条の規定に基づき、下記の者を湖西地区教科用図書選定委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この委員会は、湖西地区教科書研究委員会の調査結果をもとに、湖西市内の小中学校で使用する教科用図書の採択案を協議するために設置されたものである。委員は5名、任期は第1回委員会の日から3月31日までとなっている。令和元年度については、5名に委員を委嘱又は任命したので報告する。

なお、互選により、吉原靖則氏が委員長に、山下宗茂氏が副委員長に選任した。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。令和2年度から小学校が新しい学習指導要領となる。来年度から小学校は新しい教科書となるため、今年度は小学校の教科書の選定となる。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第28号「湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第28号「湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会設置要綱(平成19年湖西市教育委員会告示第21号)第3条の規定により、下記の者を湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会設置要綱では、放課後子ども教室推進事業及び、放課後児童健全育成事業の運営方法等を検討するため湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会を置くとされ、委員の定数は15人以内、任期は2年で教

育委員会が委嘱又は任命することとなっている。平成30年7月1日に委嘱又は任命した委員のうち、3名の委員が変更となったので、新たに委嘱又は任命するものである。任期は委嘱の日から前任者の残任期間である令和2年6月30日までである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。代表者等が変更したことに伴う委員の変更である。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第29号「湖西市学校支援地域本部運営委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第29号「湖西市学校支援地域本部運営委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市学校支援地域本部設置要綱（平成24年湖西市教育委員会告示第6号）第4条の規定により、下記の者を湖西市学校支援地域本部運営委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市学校支援地域本部設置要綱では、地域本部の活動を効果的に実施するため、湖西市学校支援地域本部運営委員会を置くとされ、委員の任期は2年とし、教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。平成30年7月1日に委嘱又は任命した委員のうち、2名の委員が変更となったので、新たに委嘱又は任命するものである。任期は委嘱の日から前任者の残任期間である令和2年6月30日までである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。この報告についても代表者等が変更したことに伴う委員の変更である。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第30号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第30号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年問題協議会条例（昭和37年湖西市条例第17号）第3条の規定により、下記の者を湖西市青少年問題協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市青少年問題協議会条例では、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立並びに適正な実施を期するため、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、湖西市青少年問題協議会を置くとされ、委員は25人以内、任期は2年で、市長が委嘱又は任命することとなっている。本件は、本年5月31日任期満了に伴い、委員を委嘱又は任命するものであり、任期は令和元年6月1日から令和3年5月31日までとするものである。委嘱又は任命する委員は17名で、うち5名が新任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。この報告についても代表者等が変

更したことに伴う委員の変更である。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第31号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第31号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年育成センター設置要綱（昭和47年湖西市教育委員会告示第1号）第5条及び第6条の規定により、下記の者を湖西市青少年育成センター運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市青少年育成センター設置要綱では、青少年の保護育成に係る機関及び団体が相互に連絡協調して、青少年の健全育成を図るため、湖西市青少年育成センターを設置し、その適正な運営を図るため、湖西市青少年育成センター運営協議会を置くこととされ、委員は15人以内、任期は2年で、教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。本件は、本年5月31日任期満了に伴い、委員を委嘱又は任命するものであり、任期は令和元年6月1日から令和3年5月31日までとするものである。委嘱又は任命する委員は12名で、うち3名が新任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第32号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第32号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市スポーツ推進審議会条例（平成5年湖西市条例第22号）第4条の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進審議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱した委員は2名で、任期は前任者の残任期間となる令和元年6月1日から令和2年3月31日までである。新任の委員は、関係団体の代表の変更に伴うものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第33号「湖西市梶田多目的運動広場条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第33号「湖西市梶田多目的運動広場条例施行規則の一部

改正について」、湖西市梶田多目的運動広場条例施行規則（平成29年湖西市規則第31号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の条例施行規則の改正は、湖西市梶田多目的運動広場の条例が一部改正されたことにあわせ、一部改正したものである。主な改正箇所について説明する。第2条は、施設利用の許可の手続きについて、これまでは様式第1号として「梶田多目的運動広場使用許可申請書」を提出してもらっていたが、改正後は「梶田多目的運動広場使用許可申請書兼許可書」として様式を改めている。また、第2項においてこれまで定めなかった使用許可申請書兼許可書の提出時期を使用日の属する月の2カ月前から使用日の前日までと規定した。そして、改正後の第4項において、施設の使用の際に使用許可申請書兼許可書を携行し、求めた場合に提示するよう規定している。

なお、この規則は公布の日から施行するものとしている。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第34号「湖西市勤労者体育センター条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第34号「湖西市勤労者体育センター条例施行規則の一部改正について」、湖西市勤労者体育センター条例施行規則（昭和58年湖西市規則第4号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の条例施行規則の改正は、湖西市勤労者体育センター条例が一部改正されたことにあわせ、一部改正したものである。主な改正箇所について説明する。第2条は、施設利用の許可の手続きについて、これまでは様式第1号として「勤労者体育センター使用許可申請書」を提出してもらっていたが、改正後は「勤労者体育センター使用許可申請書兼許可書」として様式を改めている。改正後の第3条第2項において、施設の使用の際に使用許可申請書兼許可書を携行し、求めがあった場合に提示するよう規定した。第5条第1項の利用料金の減免については、利用実態にあうように規定した。様式第1号から様式第4号の様式については、軽運動室を卓球室に改め、体育室の照明設備を加えている。

なお、この規則は令和元年10月1日から施行し、使用の手続きに関しては8月1日から施行するとしている。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(田中委員) 申請書を使用許可申請書兼許可書に改正したが、今まで許可書がなかったことで問題になったことがあるか。

(スポーツ・文化課長) 今まで問題があったことはないが、条例の中で、使用にあたっては許可を受けなければならないという規定があるため、許可を受けたことを示す許可書を発行することとした。

(渡辺教育長) 続いて、報告第35号「湖西市新居スポーツ広場公園条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第35号「湖西市新居スポーツ広場公園条例施行規則の一部改正について」、湖西市新居スポーツ広場公園条例施行規則（平成26年湖西市規則第15号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の条例施行規則の改正は、湖西市新居スポーツ広場公園条例が一部改正されたことにあわせ、一部改正したものである。改正箇所について説明する。改正後の第9条について、第4項として施設の使用の際に使用許可書を携行し、求めた場合に提示するよう規定した。

なお、この規則は公布の日から施行するとしている。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 使用許可書の提示を求める事案があったため、規定を改正したのか。

(スポーツ・文化課長) 基本的には利用者はルールを守っているため、そういう場面に備えるためである。

(袴田委員) 外国人が使用することもあるのか。

(スポーツ・文化課長) 外国人も使用するが、長い年月居住している方がほとんどで、基本的にはルールは守っている状況である。

(渡辺教育長) 続いて、報告第36号「湖西市都市公園条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第36号「湖西市都市公園条例施行規則の一部改正について」、湖西市都市公園条例施行規則（昭和56年湖西市規則第5号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の条例施行規則の改正は、湖西市都市公園条例が一部改正されたことにあわせ、一部改正したものである。主な改正箇所について説明する。許可事項等の取消及び変更の申請を規定した第5条と許可書の交付を規定した第6条は、字句を整理している。そして、第6条に第3項として施設の使用の際に、様式第5号の承認書を携行し、求めた場合に提示するよう規定した。

なお、この規則は公布の日から施行するとしている。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第37号「湖西市複合運動施設条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第37号「湖西市複合運動施設条例施行規則の一部改正に

ついて」、湖西市複合運動施設条例施行規則（平成12年湖西市規則第40号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の条例施行規則の改正は、湖西市複合運動施設条例が一部改正されたことにあわせ、一部改正したものである。主な改正箇所について説明する。第2条の第3項に新しく利用料金を設定したスタジオを加え、第3条第2項に、施設の使用の際に使用許可書を携行し、求めがあった場合に提示するよう規定した。そして、改正後の第5条として利用料金の免除を規定した。様式第3号から様式第5号の様式も表記を改めたり、新しく利用料金を設けた照明設備の使用欄を加えている。

なお、この規則は令和元年10月1日から施行し、使用の手続きに関しては7月1日から施行するとしている。

以上。

（渡辺教育長） 質疑のある方は発言をするように。

（田中委員） 許可申請書を提出し、それと別に許可書が発行されるということか。

（スポーツ・文化課長） そのとおりで、この発行について変更はない。申請書の項目を改正している。

（渡辺教育長） 続いて、報告第38号「湖西市北部地区運動広場条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

（スポーツ・文化課長） 報告第38号「湖西市北部地区運動広場条例施行規則の一部改正について」、湖西市北部地区運動広場条例施行規則（昭和60年湖西市規則第7号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

今回の条例施行規則の改正は、湖西市北部地区運動広場条例が一部改正されたことにあわせ、一部改正したものである。主な改正箇所について説明する。第2条は施設利用の許可手続きについて、これまでは様式1号として「北部地区運動広場使用許可申請書」を提出してもらっていたが、改正後は「北部地区運動広場使用許可申請書兼許可書」として様式を改めている。また、第2項において、これまで定めなかった使用許可申請書兼許可書の提出時期を使用日の属する月の2カ月前から使用日の前日までと規定した。そして、改正後の第4項において、施設の使用の際に使用許可申請書兼許可書を携行し、求めた場合に提示するよう規定している。利用料金の減免にかかる第4条は、利用実態にあうように規定し、減免申請書を指定管理者に提出することも加えた。様式第1号は書類の表題を改め、様式第3号に減免申請書を新しく加えている。

なお、この規則は令和元年10月1日から施行し、減免規定と様式は公布の日から施行とし、使用の手続きに関しては8月1日から施行するとしている。

以上。

（渡辺教育長） 質疑のある方は発言をするように。

（袴田委員） 許可申請書兼許可書の使用施設は、ソフトボール場・庭球場・ゲートボール場とあるが、減免申請書の使用施設は、ソフトボール場のみとなっているのはどうしてか。

（スポーツ・文化課長） 照明設備がソフトボール場専用となっているため、限定している。

(渡辺教育長) 続いて、報告第39号「湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(図書館長) 報告第39号「湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について」、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び湖西市立図書館条例（平成元年湖西市条例第13号）第14条の規定により、下記の者を湖西市立図書館運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年6月27日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

図書館法では、第14条の規定により市に図書館協議会を置くことができるとされ、湖西市立図書館条例にて設置が位置づけられている。その委員については、学校及び社会教育の関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱又は任命するとされている。湖西市立図書館条例では、委員の定数は10人以内、任期は2年となっている。本件は、本年5月31日の任期満了に伴い、委員の委嘱をしたものであり、任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までで、委嘱した委員8名中3名が再任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。委員の中に図書館利用者代表とあるが、利用者の会という団体がありその代表ということか。

(図書館長) 利用者の会はない。図書館利用者の中から、ふさわしいと思う者を事務局が選んでいる。

(渡辺教育長) 市民公募はどのように行ったのか。

(図書館長) 図書館運営委員の公募様式を作成し、市ウェブサイトで公募した。期間は5月11日から24日の期間行った。その結果1名応募があり、面接等を行った結果、適正であると判断し、選出した。

(河合委員) 応募は1名であったのか。

(図書館長) そのとおりである。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和元年6月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時40分終了